平成２２年（フ）第７８号
熊本県天草郡苓北町都呂々18番地52
債務者　大﨑　有紗
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７５号
島根県益田市乙吉町イ449番地１
債務者　澄谷みどり
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３３１号
静岡県富士市中里2561番地の67
債務者　大鹿　昭代
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４６号
大阪府枚方市牧野北町８番10―107号
債務者　棚田　信男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1063番地
債務者　渡辺　　卓
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３２２号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1063番地
債務者　渡辺智恵子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４８９号
千葉県千葉市稲毛区稲毛台町24―10―206、住民票上の住所東京都新宿区高田馬場１丁目16―15―101
債務者　大井　一廣
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０９号
東京都江戸川区西小岩４丁目２―15―202
債務者　梅津千亜喜
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３０号
神奈川県川崎市多摩区菅城下18―24―308
債務者　椿　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３００号
東京都品川区八潮５丁目６―37―715
債務者　坂本　裕太
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４１号
東京都町田市成瀬台４丁目５－４
債務者　小野寺毅仁
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５３４号
東京都杉並区西荻北２丁目29―６―202
債務者　柳下　明美（旧姓晴山）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５４１号
東京都台東区日本堤１丁目30―２―503
債務者　佐藤　安彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６号
北海道帯広市西23条南２丁目８番地２　なかむらマンション103
債務者　川瀬美喜子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
静岡県島田市若松町2498番地の18
債務者　片桐　重尚
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２４号
静岡県静岡市駿河区宮竹１丁目17番10―202号
債務者　杉山　滋伸
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部